

標題

Malta 及び Panama 籍船に搭載される Immersion suits
について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0658
発行日 2006 年 5 月 9 日

各位

1. マルタ政府より当該国籍船に搭載されるイマーションスーツに関しまして、Merchant Shipping Directorate が以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

- (1) SOLAS 第 IX 章第 1 規則で定義されるばら積み貨物船以外の貨物船で、改正 SOLAS 第 III 章第 32.3.2 規則でイマーションスーツの搭載が免除される温暖海域は次の通りとする。
 - (i) 北緯 30 度と南緯 30 度の間
 - (ii) 北緯 35 度以南の地中海
 - (iii) 前 (i) 及び (ii) を除くアフリカ大陸の沿岸 20 海里以内
- (2) 改正 SOLAS 第 III 章第 32.3.2 規則で要求される定員分のイマーションスーツの他、追加のイマーションスーツを以下の場所に備える。
 - (i) 船橋に少なくとも 2 つ
 - (ii) 機関室に少なくとも 2 つ
 - (iii) 通常イマーションスーツが収納される場所から水平距離が 100m を超える場所であって、通常の業務(ただし、見張り業務を除く)で乗組員が勤務する“Workstation”に少なくとも 2 つ
- (3) イマーションスーツは、明確に標示した乗艇場所に近接する場所又は乗組員の各居室に収納する。
- (4) 救命胴衣として分類されるイマーションスーツを搭載する場合であっても、SOLAS 第 III 章第 7.2 規則に要求される数の救命胴衣を備える。

2. パナマ政府より当該国籍船に搭載されるイマーションスーツに関しまして、Merchant Marine Circular No.144 が以下の通り通知されましたのでお知らせ致します。

- (1) 定員分のイマーションスーツとして、安全設備証書 Form E の“Total number of persons for which life-saving appliances are provided”に記載されている人数分を備える。必要であれば、小児用のイマーションスーツを備える。
- (2) 通常定員分のイマーションスーツが収納される場所から離れた作業場所に従事する乗組員がイマーションスーツを使用できるよう、追加のイマーションスーツが要求されている。このような場所には、Navigation Bridge、Engine Room 及び船種により恒久的な作業場所と見なされる場所が含まれる。緊急時にあっては上記の離れた場所に従事する乗組員がイマーションスーツを使用できなくなるため、上記の場所に少なくとも 2 つのイマーションスーツを備える。

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (3) イマーシヨンスーツ及び保温具の収納場所は船長が決定する。ただし、これらは救命胴衣と共にそれぞれの居室に備えることが望ましい。
- (4) SOLAS 第 IX 章第 1 規則に定義されるばら積み貨物船以外の船舶で、北緯 32 度及び南緯 32 度の間の温暖海域に専ら従事する場合には、改正 SOLAS 第 III 章第 32.3 規則で要求されるイマーシヨンスーツを搭載する必要はない。
- (5) 全てのイマーシヨンスーツは LSA Code Reg.2.3 の要件に適合する。
- (6) 救命胴衣の要件を満たすイマーシヨンスーツを搭載する場合であっても、SOLAS 第 III 章第 7.2 規則で要求される数の救命胴衣を搭載する。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7 (郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp